

給付・補助金 請求一覧

- 請求期限が過ぎますと無効となりますのでご注意ください。
- 入会後に発生した事由に対して請求いただけます。
- 必ず給付補助の請求事由発生日以降に申請してください。
- 年度：4月1日～翌年3月31日

毎月15日必着

■給付金 請求期限…請求事由発生日から1年以内 [書類に不備がない場合は当月月末に事業所口座に振込]

給付項目	請求事由発生日	添付書類 添付書類がない場合、受付不可	注意事項
二十歳祝金 10,000円	会員の満20歳の誕生日	申請不要 自動振込 (振込通知はありません)	誕生日 1～15日…当月末振込 16～31日…翌月末振込
結婚祝金★ 10,000円	会員の入籍日	不要 *氏名変更がある場合は「変更届」をご提出ください	
出産祝金★ 10,000円	会員またはその配偶者が出産した日	不要	*会員と子の姓が異なる場合電話で確認することがあります。 *子1人につき1件請求可 (例) 双子→2件請求可
小学校入学祝金★ 5,000円	実子の小学校入学年の4月1日	不要	
中学校卒業祝金★ 10,000円	実子の中学校卒業年の3月1日	不要	
結婚25周年祝金★ 15,000円	入籍日から満25年(銀婚式)を迎えた日	不要	
傷病見舞金 年度内1回 10,000円	会員が病気やけがで30日以上連続して休職または欠勤した後復職した日(給料の有無不問) 休職中に発生した事由は対象外	不要 *過去2年度内に請求された方は医療機関が発行した診断書等	*必ず復職してからご請求ください。 *休職開始日から復職日の期間が会員であること。
死亡弔慰金(本人) P5で必ずご確認ください	会員の死亡日 50,000円・70,000円	●死亡事実が確認できる書類 (例) 葬儀場発行の会葬礼状、死亡診断書、戸籍謄本、新聞記事、死体火葬許可証等 ●会員退会届 *会員証要返却	*地震もしくは噴火またはこれらによる津波、戦争、暴動等によるものは対象外です。 *妊娠7ヵ月(24週0日)以降の死産または、子が出生して生後14日以内に死亡された場合は死亡弔慰金をご請求ください。
死亡弔慰金(配偶者) P5で必ずご確認ください	会員の配偶者の死亡日 30,000円	下記1～4全ての事項が確認できる書類 1.会員氏名 2.死亡者氏名 3.死亡事実(死亡日、葬儀日等) 4.会員と死亡者との続柄(夫、妻、長男、長女等) (例) 葬儀場発行の会葬礼状、死亡診断書、戸籍謄本、新聞記事、死体火葬許可証等	
死亡弔慰金(一親等血族) P5で必ずご確認ください	会員の一親等血族 10,000円(実父、実母、実子)の死亡日 *義父、義母は対象外		

★印がある項目は夫婦ともに会員である場合はそれぞれ請求可(死亡弔慰金一親等は血族が対象の為不可)

■補助金 請求期限…請求事由発生日から2ヵ月以内 [書類に不備がない場合は当月月末に事業所口座に振込]

補助項目	請求事由発生日	添付書類 添付書類がない場合、受付不可
宿泊施設利用補助金 年度内1回 P6で必ずご確認ください	宿泊最終日 1,500円	会員本人フルネーム入りの宿泊先発行の領収書またはふれあう共済宿泊証明書 *1人当たりの宿泊料金が判読できるものに限りです。
人間ドック受診補助金(脳ドック、がんPET検診可) 年度内1回 P7で必ずご確認ください	受診日 5,000円 宿泊受診の場合は、その最終日	指定医療機関発行の人間ドック受診料領収書または人間ドック受診証明書 *会員本人フルネーム、受診項目(人間ドック)、受診日、受診料金の記載があること。
コンサート等利用補助金 年度内2回 P8で必ずご確認ください	公演・開催日 1,500円	チケット半券 *電子チケットの場合やマラソン大会等の添付書類についてはP8でご確認ください。
映画鑑賞補助金 年度内1回 P9で必ずご確認ください	提出チケット最新の鑑賞日 1,000円	チケット半券
資格・検定試験受験補助金 年度内2回 P10で必ずご確認ください	試験日 2,000円	会員本人フルネーム、試験名、試験日の記載がある下記①～③のいずれか ①受験票 ②試験結果 ③受験料領収書
サンライフ熊本利用補助金【会員】 年度内2回 P11で必ずご確認ください	受講料:講座終了日 施設利用:利用日 上限2,000円	サンライフ熊本講座 受講の場合は領収書の添付不要 施設利用の場合は領収書またはチケット
サンライフ熊本利用補助金【一親等以内の同居家族】 年度内1回 P11で必ずご確認ください	受講料:講座終了日 施設利用:利用日 上限2,000円	サンライフ熊本講座 受講の場合は領収書の添付不要 施設利用の場合は領収書またはチケット 会員と家族との同居が確認できる書類 (例) 会員・家族各々の免許証・同居していることが確認できる公的機関が発行したもの

◇添付書類は「コピー可」です。原本を提出された場合はご返却できかねます。

◇添付書類の内容等に不明な点があった場合は利用施設に確認する場合があります。

■永年褒賞記念品 請求基準日の翌月10日頃までにカタログギフトを事業所宛てに自動送付

交付項目	請求基準日	注意事項
永年褒賞 5年・10年・20年・30年	ふれあう共済に加入してから満5年・10年・20年・30年を迎えた日	申請不要 (R3.4より自動送付)